

国労本部電送No.146	発信日 2026 年 4 月 15 日	発 信 業 務 部	責 任 者	受 領 者

<事務連絡>

ソフトバンク 2026 年度新賃金妥結について

本部は 2 月 16 日及び 3 月 16 日、「2026 年 4 月 1 日以降の賃金引き上げに関する申し入れ(国労闘申第 8 号)」について団体交渉を開催し、ソフトバンク会社は「評価による定期昇給とは別に、一般社員の手当として支給している、自己成長(10,000 円/月)及び Workstyle(4,000 円/月)支援金について基本給に組入れ引き上げし、標準賞与額の引き上げされた報酬テーブルを基準に加算を行うことにより、標準年収(基本給 12 ヶ月分+標準賞与)の前年対比で平均 7.7%増額となると回答した。

又、嘱託社員・特別嘱託社員・契約社員・販売契約社員は前述の Workstyle 支援金および特別臨時一時金相当額の組入れに加えて一律 7,500 円、アルバイトは同組み入れに加えて一律時給 50 円のベースアップを実施するとの回答を行った。

会社は、社員一丸となって業績回復および成長軌道への回帰に向けた取り組みを推進してきた結果、足元では増収増益基調で推移し、全セグメントでの成長が見られ、さらに通期業績見通しの上方修正を行うなど、当社は成長軌道への回帰をより確かなものとしつつあるとしたが、手当等の組入れの回答により一般社員の 4 年連続のベアとならなかった。

本部は、ベア実施は実質賃金が下がり続ける中で、物価高騰も相まって労働力の再生産費に賃金が追い付いていない現状からも当然のことであり、要求との乖離が大きく、取り扱いは「持ち帰り検討」とするとした。

3 月 30 日、本部は組合員との協議を踏まえ、「2026 年 4 月 1 日以降の賃金引き上げに関する申し入れ(国労闘申第 8 号)」について妥結することとした。

○ 回答内容概要

対象者 2026 年 4 月 1 日時点で在籍する

正社員・嘱託社員・契約社員・販売契約社員・アルバイト

引き上げ

一般社員:14,000 円 「自己成長手当(10,000 円)+ Workstyle 手当(4,000 円)」

嘱託社員・契約・販売契約社員:7,500 円

「Workstyle(4,000 円/月)+特別臨時金(3,500 円)

アルバイト:時給 50 円

実施時期 2026 年 4 月賃金より反映

以 上